

S I D R

滋賀県感染症情報

SHIGA Infectious Diseases Report

《週報》

第 8 巻第 36 号

第 36 週(9月1日～9月7日)

発行年月日:平成20年(2008年)9月11日

発行:滋賀県衛生科学センター内
滋賀県感染症情報センター

電話 077-537-7438 FAX 077-537-5548

今週の感染症発生動向

腸管出血性大腸菌感染症の多発警報発令中!!
感染性胃腸炎の発生は、34週以降微増

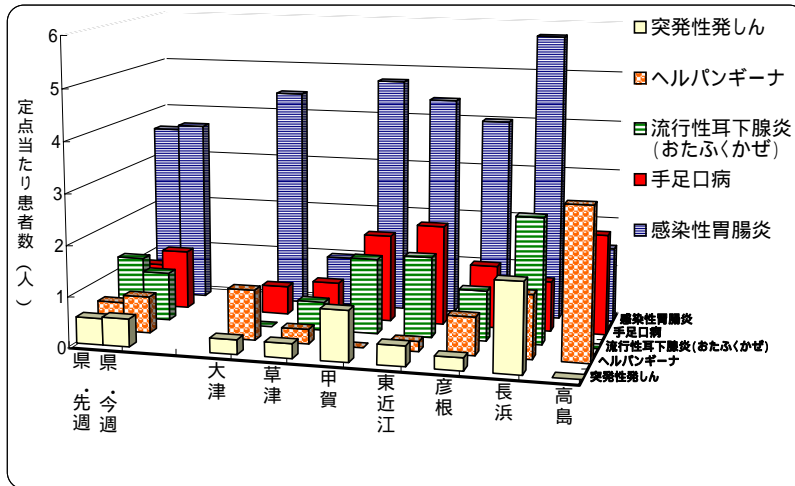
定点把握の対象となる五類感染症の発生状況は、先週の報告数とほぼ同様です。今週増加した疾患は感染性胃腸炎、手足口病、細菌性髄膜炎等で、減少した疾患はA群溶レン菌咽頭炎、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)等です(詳細については、疾病別定点当たり患者数のグラフ参照)。

腸管出血性大腸菌感染症の発生については、昨年同時期の発生数をかなり上回っており、現在、腸管出血性大腸菌感染症多発警報の発令中です(滋賀県腸管出血性大腸菌感染症多発警報発令要領の概略については、今週の発生状況参照)。

「感染症発生動向調査に基づく感染症の警報・注意報システム」による保健所管内別の警報発生状況は、咽頭結膜熱(プール熱)では大津で、手足口病では高島で警報発生基準値を超えています。

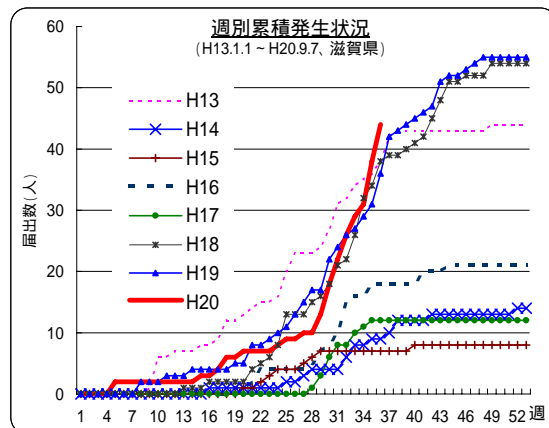
全数把握対象疾患では、二類感染症の結核で6名、三類感染症の腸管出血性大腸菌感染症で6名、五類感染症のクロイツフェルト・ヤコブ病で1名の届出がありました。

上位5疾患の発生状況(定点把握対象五類感染症、第36週、定点当たり患者数)



県全体における上位疾患の発生状況についてはグラフに示すとおり、感染性胃腸炎、手足口病、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、ヘルパンギーナ、突発性発しんの順に多くなっています。流行性耳下腺炎は長浜で、ヘルパンギーナは高島でやや多くなっています。手足口病は高島以外で先週より増加しています。

腸管出血性大腸菌感染症の発生状況(平成13年～平成20年、滋賀県)



平成20年9月7日現在における届出数 44名の内訳は、男性 15名、女性 29名、診断の類型は患者 28名、無症状病原体保有者 16名です。

血清型・毒素型は

O157・VT1&VT2 22名、O157・VT2 18名、O157・VT1 2名、O145・VT2 1名、O26・VT1 1名です。

年齢は

0～9歳 12名、10～19歳 6名、20～29歳 15名、30～39歳 3名、40～49歳 1名、50～59歳 5名、60歳～ 2名です。

保健所管内別では、大津 14名、草津 9名、甲賀 1名、東近江 7名、彦根 6名、長浜 7名です。

感染経路別では、経口感染 25名、不明 19名です。また、経口感染のうち数名はユッケ、センマイ等の生肉を食べています。

1) 全数報告の感染症(一類～五類)

滋賀県内の医療機関において、医師が感染症法で定められている一～四類および五類感染症に該当する患者を診断したとき医師は保健所に届出ることになっています。このことを全数報告といたします。届出により、滋賀県内で発生している感染症法で定められた一～四類および五類感染症を把握することができます。

感染症類型	疾患名	報告数 (36週)	累積報告数		平成19年報告数	
			滋賀 (36週)	全国 (36週)	滋賀	全国 ^{(*)1}
一類感染症	報告なし	0	0	0	0	0
二類感染症	結核	7	193	18,513	178	20,151
三類感染症	細菌性赤痢	0	0	222	^{(*)2} 2	450
	腸管出血性大腸菌感染症	6	44	3,059	55	4,586
四類感染症	パラチフス	0	0	22	1	22
	E型肝炎	0	0	33	1	54
	A型肝炎	0	3	129	1	154
	コクシジオイデス症	0	1	2	0	3
	デング熱	0	1	60	1	89
	マラリア	0	1	32	1	52
五類感染症	レジオネラ症	0	5	603	8	655
	アメーバ赤痢	0	6	593	15	781
	ウイルス性肝炎	0	3	161	2	231
	クロイツフェルト・ヤコブ病	1	2	105	4	148
	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	0	1	86	1	96
	後天性免疫不全症候群	0	10	1,033	9	1,449
	ジアルジア症	0	1	59	1	56
	梅毒	0	1	573	2	714
	破傷風	0	3	82	0	88
	急性脳炎	0	1	134	2	216
	風しん ^{(*)3}	0	2	272	-	-
	麻しん ^{(*)3}	0	38	10,735	-	-

*1: 平成19年の全国報告数は、平成19年に滋賀県で報告された疾患を対象としています。

*2: 検疫法第26条の3に基づく検疫所長から滋賀県知事への通知分1件を含みます。

*3: 平成20年1月1日から全数把握対象疾患に変更。 - ; 定点把握対象疾患のため、全数報告数は未集計

全国における全数報告感染症の発生状況 - 第36週(9/1~9/7) -

一類感染症: 報告なし	二類感染症: 結核	324例	三類感染症: 細菌性赤痢	5例	コレラ	1例	腸管出血性大腸菌感染症	207例	腸チフス	2例	デング熱	4例	マラリア	2例	四類感染症: A型肝炎	2例	レジオネラ症	20例	レプトスピラ症	1例	五類感染症: アメーバ赤痢	8例	ジアルジア症	5例	梅毒	17例	風しん	1例	麻しん	20例	五類感染症: 後天性免疫不全症候群	19例	クロイツフェルト・ヤコブ病	1例	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	2例	ウイルス性肝炎	2例	急性脳炎	1例	破傷風	3例
-------------	-----------	------	--------------	----	-----	----	-------------	------	------	----	------	----	------	----	-------------	----	--------	-----	---------	----	---------------	----	--------	----	----	-----	-----	----	-----	-----	-------------------	-----	---------------	----	----------------	----	---------	----	------	----	-----	----

2) 定点把握の対象となる五類感染症

感染症発生動向調査事業に係る報告のために、滋賀県が指定した「指定届出機関」を定点医療機関(定点)といい、その定点から報告される感染症です。また、定点当たり患者数とは、一週間を単位として一カ所の定点から何人の患者が報告されているかを示したものです(患者報告数/定点医療機関数)。

例えば、一つの疾患(インフルエンザ等)について、一週間に53カ所の定点*から総数53人の報告があれば、定点当たり患者数は1.00となります。*疾患により定点数は異なります。

(1) 疾病別・週別発生状況(平成20年第31~36週、7/21~9/7)

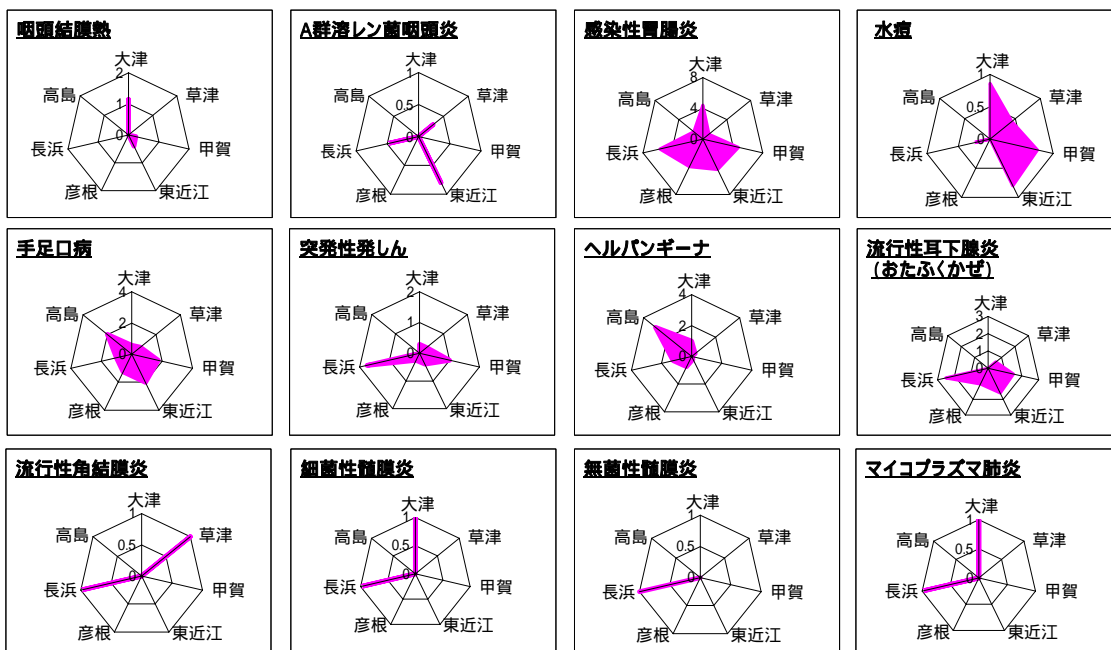
疾患名	定点当たり患者数 (前週より増加)					前週と同じ		前週より減少)			
	31週 (7/28~)	32週 (8/4~)	33週 (8/11~)	34週 (8/18~)	35週 (8/25~)	36週 (9/1~)	32	33	34	35	36
インフルエンザ	0	0	0	0	0	0					
RSウイルス感染症	0	0	0	0	0	0					
咽頭結膜熱(プール熱)	0.64	0.55	0.33	0.36	0.24	0.33					
A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	0.48	0.33	0.27	0.36	0.45	0.24					
感染性胃腸炎	2.52	2.67	2.18	3.48	3.58	3.67					
水痘	0.27	0.97	0.67	0.42	0.24	0.52					
手足口病	1.61	1.88	0.97	0.85	0.88	1.18					
伝染性紅斑(リンゴ病)	0.06	0	0.09	0.06	0.09	0					
突発性発しん	0.61	0.52	0.27	0.58	0.52	0.55					
百日咳	0.03	0.03	0	0.03	0.15	0					
ヘルパンギーナ	3.09	2.58	1.52	1.12	0.58	0.73					
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	0.58	1.15	0.61	1.00	1.24	0.97					
急性出血性結膜炎	0	0	0	0	0	0					
流行性角結膜炎	0.25	0.38	0.13	0.50	0.13	0.25					
細菌性髄膜炎	0	0	0.14	0	0	0.29					
無菌性髄膜炎	0	0	0	0.14	0.14	0.14					
マイコプラズマ肺炎	0.43	0.29	0.29	0.14	0.14	0.29					
クラミジア肺炎(オウム病を除く)	0	0.14	0	0	0	0					

(2)疾病別・保健所管内別発生状況(第36週、9/1～9/7)

疾患名	定点当たり患者数(県・保健所管内別)								疾患別発生状況(県全体)
	県	大津	草津	甲賀	東近江	彦根	長浜	高島	
インフルエンザ	0	0	0	0	0	0	0	0	
RSウイルス感染症	0	0	0	0	0	0	0	0	
咽頭結膜熱(プール熱)	0.33	1.14	0	0.25	0.40	0	0	0	■
A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	0.24	0	0.29	0	0.80	0	0.50	0	■
感染性胃腸炎	3.67	4.43	1.00	4.75	4.40	4.00	5.75	1.50	■■■■■
水痘	0.52	0.86	0.43	0.75	0.80	0	0.25	0	■
手足口病	1.18	0.57	0.71	1.75	2.00	1.25	1.00	2.00	■■■
伝染性紅斑(リンゴ病)	0	0	0	0	0	0	0	0	
突発性発しん	0.55	0.29	0.29	1.00	0.40	0.25	1.75	0	■
百日咳	0	0	0	0	0	0	0	0	
ヘルパンギーナ	0.73	1.00	0.29	0	0.20	0.75	1.25	3.00	■■■
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	0.97	0	0.57	1.50	1.60	1.00	2.50	0	■■■
急性出血性結膜炎	0	0	0	0	0	0	0	0	
流行性角結膜炎	0.25	0	1.00	0	0	0	1.00	0	■
細菌性髄膜炎	0.29	1.00	0	0	0	0	1.00	0	■
無菌性髄膜炎	0.14	0	0	0	0	0	1.00	0	■
マイコプラズマ肺炎	0.29	1.00	0	0	0	0	1.00	0	■
クラミジア肺炎(オウム病を除く)	0	0	0	0	0	0	0	0	

■ は定点当たり患者数が先週より増加 ■ は警報発生中 ■ は注意報発生中

疾患別・保健所管内別発生状況(定点当たり患者数)



今週の発生状況： 感染性胃腸炎-----大津、彦根および長浜で先週より多くなっています。
 流行性耳下腺炎-----甲賀では第26週(6/23～6/29)以降、警報終息基準値(2.0)を超えていましたが、10週間ぶりに警報終息基準値未満となっています。
 無菌性髄膜炎-----長浜からは2週連続して報告されています。

戻る

滋賀県腸管出血性大腸菌感染症多発警報発令要領(平成20年8月18日施行):概要

目的：腸管出血性大腸菌感染症が頻発し、集団感染の発生やその恐れがある場合、県民に対して注意喚起を行い、発生の予防や拡大防止を図ることを目的とする。

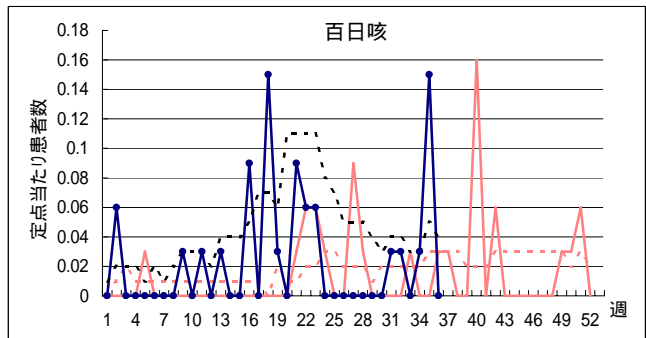
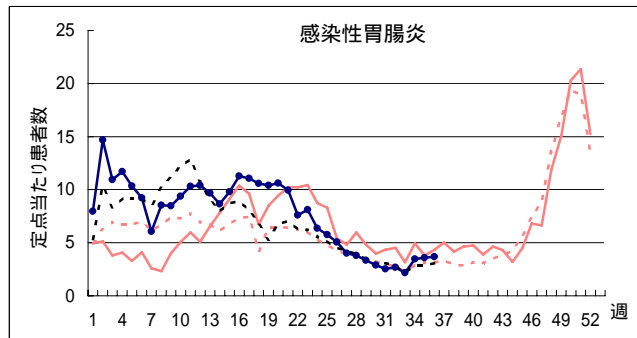
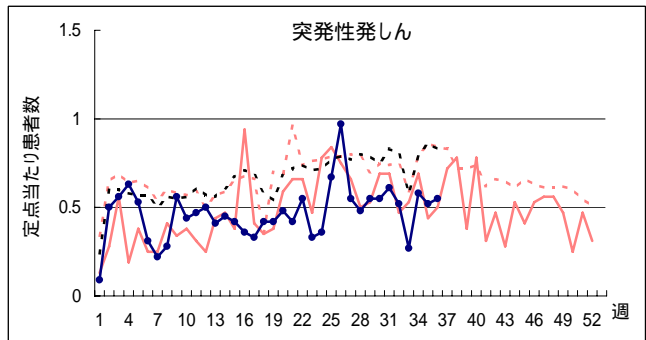
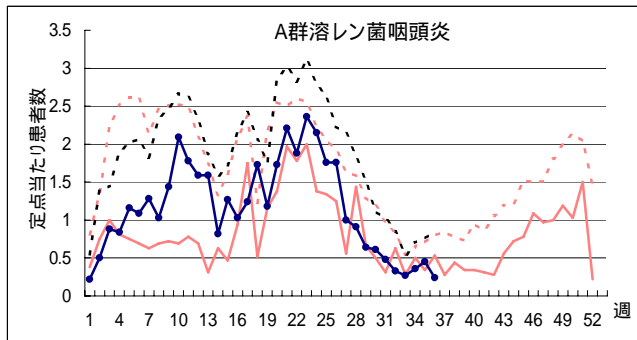
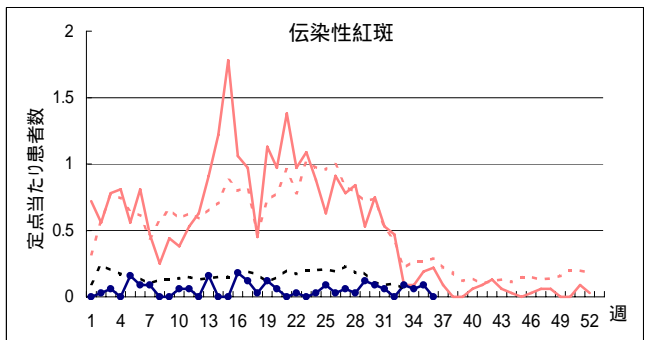
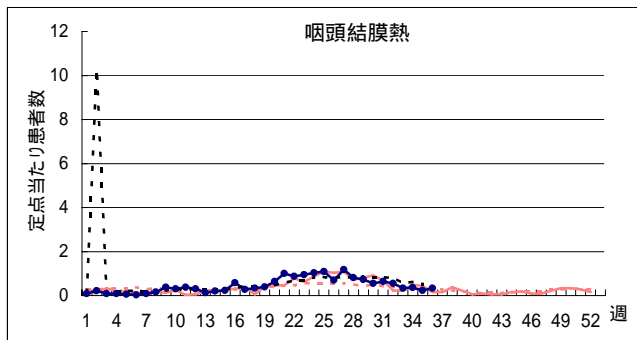
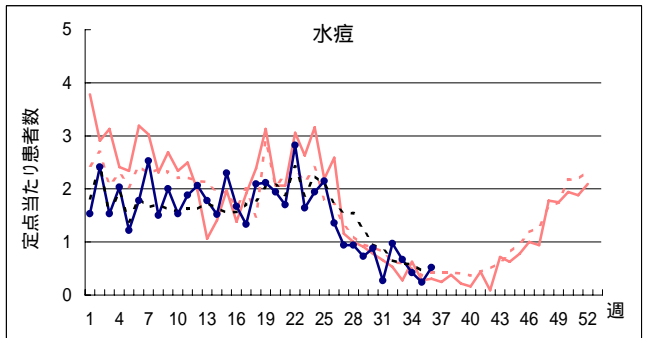
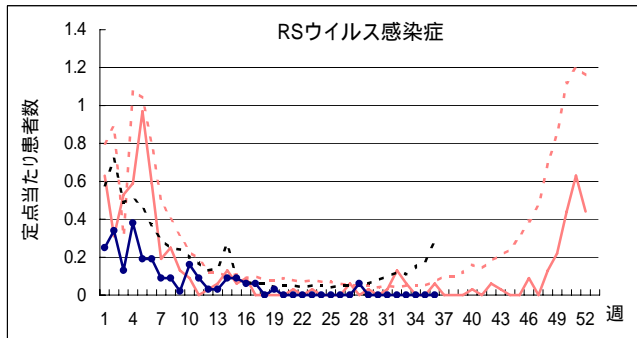
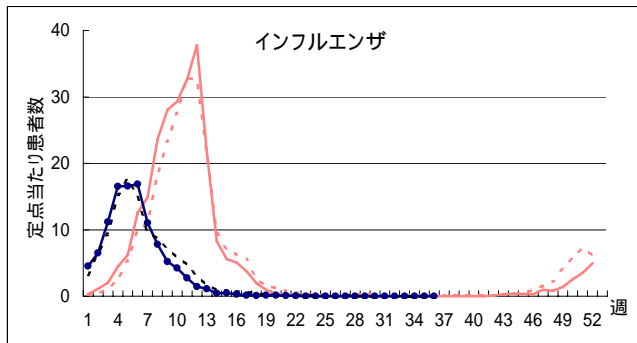
名称：「腸管出血性大腸菌感染症多発警報」とする。

発令基準：警報発令の基準は、月曜日から日曜日の7日間を1週間として、次にあげる場合とする。
 県下全域において3週連続して2名以上患者等が発生した
 県下全域において1週間に3人以上患者等が発生した
 その他重症例の発生やその恐れがある等、特に緊急に注意喚起が必要な事態が生じた

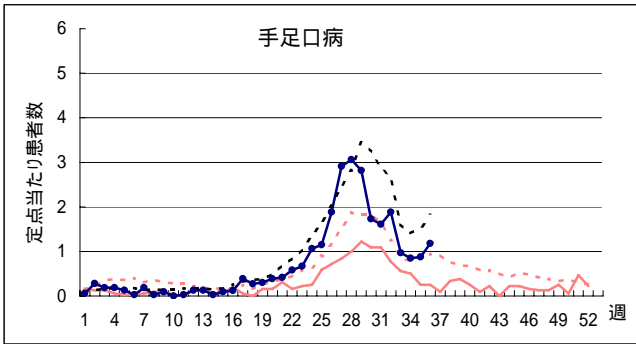
発令区域：原則として滋賀県全域とするが、発生状況等により区域を限定する。

発令期間：警報の発令期間は発令の日から翌週の日曜日までとする。

疾病別定点当たり患者数(平成20年第36週、H19.12.31～H20.9.7)



疾病別定点当たり患者数(平成20年第36週、H19.12.31～H20.9.7)



H19 { 滋賀 (solid red line)
 全国 (dotted red line)
 H20 { 滋賀 (solid blue line with dots)
 全国 (dotted blue line with dots)

